

○午後0時59分開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

本 多 健 信 君

の だ て 稔 史 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1および日程第2の2件を一括議題に供します。

日程第1

第78号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第81号議案 指定管理者の指定について

○議長（松澤利行君） 厚生委員長から報告願います。

〔石田秀男君登壇〕

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました第78号議案および第81号議案の2議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第78号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

本案は、公衆浴場における浴槽の衛生管理が向上していること等を踏まえ、衛生措置等の基準を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、レジオネラ属菌行政検査での検出率に対する評価について、2、シルバーセンターおよびゆうゆうプラザの換水頻度についてなどの質疑があり、理事者より、1のレジオネラ属菌行政検査での検出率に対する評価については、毎年、一、二件の検出といった現状であるが、検出された場合は、その理由、維持管理状況等を確認し、適正に指導を行い、その後に改めて検査を行い、未検出の確認をしている。実際に区内では、レジオネラ属菌による感染症は発生していないので、区内の公衆浴場では適正な維持管理が行われているとの認識である。

2のシルバーセンターおよびゆうゆうプラザの換水頻度については、毎回換水しているなどの答弁がありました。

また、委員より、換水頻度を現行の毎日から週に1回以上でいいという規制緩和になることから、本案には反対する旨の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第78号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案、指定管理者の指定についてをご報告申し上げます。

本案は、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は平成31年3月1日から平成36年2月29日までの5年間であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、人員体制について、2、介護予防、健康維持・増進を支援する事業と地域への開放についてなどの質疑があり、理事者より、1の人員体制については、常勤を7名、そのほかに非常勤の配置を予定している。

2の介護予防、健康維持・増進を支援する事業と地域への開放については、地域ミニデイは他の会場での事業の状況を踏まえて行う。そのほかに、自主事業、ほっとサロン事業を行う。事業で利用しない部屋については地域へ開放していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第81号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第2を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第1を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第3を議題に供します。

日程第3

第79号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 建設委員長から報告願います。

[たけうち忍君登壇]

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました第79号議案につきまして、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第79号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例は、建築基準法が改正されたことに伴い、受益者負担の適正化を図るため、条例の規定を改めるものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、接道規制の適用除外となる建築物の認定に関する審査手数料を定めるものであります。

第2に、国際的規模の競技会の用に供する場合の仮設興行場等の建築の許可に関する審査手数料を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、接道規制の適用除外の目的について、2、仮設建築物の設置期間の特例が認められる要件についてなどの質疑があり、理事者より、1の接道規制の適用除外の目的については、建築基準法令に定める接道規定を満たすものと同等の安全が確認できる場合に建築審査会の同意を不要とすることで、手続の合理化を目的とするものである。

2の仮設建築物の設置期間の特例が認められる要件については、申請の行われる仮設建築物の構造や用途等によって異なるが、安全・防火・衛生上の問題がないことが確認され、公益上やむを得ないと認めて、建築審査会の同意が得られた場合に許可されるものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第79号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第4から日程第7までの4件を一括議題に供します。

日程第4

第75号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第5

第76号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第77号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第80号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 文教委員長から報告願います。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○文教委員長（塚本よしひろ君） ただいま議題に供されました第75号議案から第77号議案および第80号議案の4議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら4議案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第75号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

本案は、保育所の移転等をするに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、就学前の乳幼児を対象に保育と教育を総合的に行う幼保一体施設の整備を進めるため、「八潮南保育園」を「八潮わかば幼稚園」内に移転するものであります。

第2に、「八潮北保育園」について、施設の老朽化に伴い、大規模改修工事を実施することから、同保育園を八潮南保育園跡地に仮移転するものであります。

第3に、「南ゆたか保育園」について、施設の老朽化等に伴い、改築工事を実施することから、同保育園を旧荏原第四中学校跡地に仮移転するものであります。

第4に、総合的な待機児童対策を進めるため、「ほうさん保育園」を旧荏原第四中学校跡地の校庭の一部に新たに設置するものであります。

本条例中、「八潮南保育園」の所在地変更および「ほうさん保育園」の設置にかかわる改正規定は平成31年4月1日から、「八潮北保育園」および「南ゆたか保育園」の所在地変更に係る改正規定は同年5月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、八潮北保育園が民間委託となる際の職員の処遇について、2、民間委託による区の財政負担についてなどの質疑があり、理事者より、1の八潮北保育園が民間委託となる際の職員の処遇については、平成33年度まで職員がおり、その後は通常の人事異動により他園に異動することとなる。

2の民間委託による区の財政負担については、経費全体を下げることはなく、一般財源の負担軽減となるため、その軽減分をサービスや環境、「のびしなプロフェッショナルスクール」等の人材育成に充て、保育の質の担保に向け全力で取り組む考えであるなどの答弁がありました。

また、委員より、保育園の民営化には反対であり、中止を求め続けていくことから、本案については反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第75号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

本案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の省令が改正されたことに伴い、家庭的

保育事業における調理員の配置および調理設備の設置に係る経過措置を延長するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、家庭的保育事業の内容について、2、給食の提供の現状についてなどの質疑があり、理事者より、1の家庭的保育事業の内容については、短時間認定の子どもを対象に午前8時から午後6時まで預かるものである。

2の給食の提供の現状については、2施設あるうち、1施設は自園で調理し、もう1施設は離乳食やアレルギー対応も可能な外部の給食事業者から搬入をしているなどの答弁がありました。

また、委員より、経過措置の期間であっても、一刻も早く区が独自で支援し、自園調理を実現すべきであるから、本案については反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、私立認定こども園および私立幼稚園における年収約360万円未満の世帯に係る利用者負担額を軽減するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、第3階層の(1)、(2)が対象となる理由と区内の対象者数についてなどの質疑があり、理事者より、第3階層の(1)、(2)が対象となる理由と区内の対象者数については、低所得者世帯の経済的負担軽減を図ることが改正の趣旨であるため、現在、5名が対象者であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第77号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第80号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明、質疑の後に採決を行い、第80号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第6および日程第7の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第4および日程第5の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第8を議題に供します。

日程第8

第74号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算

○議長（松澤利行君） 初めに、厚生委員長から報告願います。

〔石田秀男君登壇〕

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、厚生委員会所管分について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

内容は、障害児者総合支援施設整備工事の工期延長に伴う債務負担行為の追加2件であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、工期延長に伴う費用について、2、周知についてなどの質疑があり、理事者より、1の工期延長に伴う費用については、総工事費は当初予定額から最大で1億1,230万円の増額で54億4,480万円となり、工事監理費は当初予定額から最大で1,300万円の増額で5,479万6,000円となる。

2の周知については、利用者等への説明会を実施するほか、近隣町会長、特別支援学校、関連団体・施設等へ説明する予定である。説明に当たっては、工事を担当する施設整備課とも連携し、丁寧に実施していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、厚生委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 次に、建設委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る建設委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第6款土木費は、1億6,000万6,000円の増額で、東品川橋架け替え工事費の追加、コンクリートプロ

ック塀等に対する安全化支援費の新規計上であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、コンクリートブロック塀等の基礎調査対象について、2、コンクリートブロック塀等の安全化工事助成の周知方法についてなどの質疑があり、理事者より、1のコンクリートブロック塀等の基礎調査対象については、建築基準法上の位置づけのある区内全道路を対象とし、全長約934キロメートルにわたり塀の高さや長さを調査するものである。

2のコンクリートブロック塀等の安全化工事助成の周知方法については、広報しながら品川区ホームページのほか、ツイッターなどのSNSも活用し、さまざまな媒体を通して幅広く区民への周知に努めていくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る建設委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 次に、文教委員長から報告願います。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○文教委員長（塚本よしひろ君） ただいま議題に供されました第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月29日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

歳出第3款民生費は、1,750万円の増額で、病児保育施設開設経費助成の追加であります。

歳出第7款教育費は、1億1,353万円の増額で、学校屋内運動場に空調設備を設置するための工事費、実施設計費等の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、病児保育室の今後の開設について、2、空調設備設置工事が都の補助金等により都内全域で進められた場合の業者の確保についてなどの質疑があり、理事者より、1の病児保育室の今後の開設については、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量を達成するために、地域のバランス等を考慮して整備を進めていきたい。また、病後児保育の実績が減ってきているため、病児保育室への転用も検討していきたい。

2の空調設備設置工事が都の補助金等により都内全域で進められた場合の業者の確保については、各区も設置検討を始めたと聞いており、区としても業者に確認をしている。また、補助金等の活用については、状況を注視し進めていきたいなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 続きまして、総務委員長から総合審査の報告を願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました第74号議案につきまして、総務委員会にお

ける総合審査の経緯および結果をご報告申し上げます。

本案は、10月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、10月30日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算につきましては、新規事業や早期に取り組む必要がある事業を対象として編成されております。

補正額は、歳入歳出とも3億123万6,000円を追加し、総額を1,749億7,080万8,000円とするものであります。

初めに、歳入、第13款国庫出資金は、1,762万円の増額で、社会資本整備総合交付金、子ども・子育て支援整備交付金等の追加であります。

第14款都支出金は、583万円の増額で、病児保育施設整備費補助金等の追加であります。

第16款寄附金は、1,020万円の増額で、文化スポーツ振興等に対する指定寄附金の新規計上でありす。

第18款繰越金は、2億6,758万6,000円の増額であります。

続いて、歳出、第2款総務費は、1,020万円の増額で、文化スポーツ振興基金積立金等の追加であります。

第3款民生費は、1,750万円の増額で、病児保育施設開設経費助成の追加であります。

第6款土木費は、1億6,000万6,000円の増額で、東品川橋架け替え工事費の追加、コンクリートブロック塀等に対する安全化支援費の新規計上であります。

第7款教育費は、1億1,353万円の増額で、学校屋内運動場に空調設備を施設するための工事費、実施設計費等の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、障害児者総合支援施設設備工事の工期延長に伴う追加が2件であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、選挙啓発物品の具体的な内容について、2、コンクリートブロック塀等に対する安全化支援費を新規計上した経緯について、空調設備の設置対象校と整備に要する期間の見通しなどについての質疑があり、理事者より、1の選挙啓発物品の具体的な内容については、寄附者の意向に沿い、選挙啓発活動のさらなる充実を図るため、品川区明るい選挙推進協議会の活動で使用するバッグや出前模擬選挙で使用する投票記載台の購入を考えている。

2のコンクリートブロック塀等に対する安全化支援費を新規計上した経緯については、本年6月に起きた大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による死亡事故を受け、区内のブロック塀の安全性について区民の関心が高まる中、速やかに区としてニーズに対応するため、今回の補正予算に計上したものである。

3の空調設備の設置対象校と整備に要する期間の見通しについては、区内の学校全校の屋内運動場等に設置予定で、事業全体としては2年から3年程度かかると見込んでいるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第74号議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 各委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第9から日程第13までの5件を一括議題に供します。

日程第9

平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第10

平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第11

平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第12

平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第13

平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

○議長（松澤利行君） 決算特別委員長から報告願います。

〔鈴木博君登壇〕

○決算特別委員長（鈴木博君） ただいま議題に供されました日程第9から日程第13までについて、決算特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本委員会は、10月26日の本会議において36名の委員をもって設置され、平成29年度各会計歳入歳出決算の審査の付託を受け、11月5日から延べ7日間の日程で審査を行いました。

委員長には、皆様方のご推挙により、私とその役を仰せつかりました。また、副委員長には、塚本よしひろ委員、のだて稔史委員が選出されるとともに、委員会に理事会を設け、理事には、松永よしひろ委員、須貝行宏委員、吉田ゆみこ委員の3名の方々が選任されました。

本委員会開催に当たりましては、副委員長および理事の皆様、そして委員各位ならびに理事者の皆様には、特段なるご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、各会計歳入歳出決算における審査内容の詳細につきましては、後日、会議録が作成されますので省略させていただき、質疑の概要のみをご報告申し上げます。

まず、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算については、歳入総額1,685億4,477万8,964円、歳出総額1,623億4,296万6,332円で、差引残額62億181万2,632円は、全額、翌年度への繰り越しであります。

本件にかかわる主な質疑は次のとおりであります。

歳入については、ふるさと納税による特別区民税の減収についてなどであります。

また、歳出については、防災対策について、しながわ発見出合い事業について、高齢者住宅生活支援サービス事業について、障害児者総合支援施設について、各種健診について、中小企業支援について、プラスチックごみ等の削減について、空き家対策について、水辺の利活用について、学校給食についてなどあります。

次に、平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算については、歳入総額427億750万1,459円、歳出総額410億6,379万7,724円で、差引残額16億4,370万3,735円は、全額、翌年度への繰り越しであります。

本件については、滞納整理についてなどの質疑がありました。

次に、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額79億1,821万3,916円、歳出総額78億6,772万9,177円で、差引残額5,048万4,739円は、全額、翌年度への繰り越しであります。

次に、平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額248億6,891万3,762円、歳出総額244億7,284万3,042円で、差引残額3億9,607万720円は、全額、翌年度への繰り越しであります。

本件については、介護と医療の連携についてなどの質疑がありました。

次に、平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算については、歳入歳出ともにございませんでした。

最後に、平成29年度各会計歳入歳出決算の認定に当たり、各会派を代表いたしまして、渡部茂委員、若林ひろき委員、石田しんご委員、須貝行宏委員、田中さやか委員より、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する旨の意見表明があり、鈴木ひろ子委員より、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対し、災害復旧特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については賛成多数をもって、平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算については全会一致をもって、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上が決算特別委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり認定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 決算特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第13を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9から日程第12までの4件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

議員提出第4号議案 固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○伊藤昌宏君 ただいま議題に供されました議員提出第4号議案、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書の提案理由について、ご説明申し上げます。

本案は、10月29日の総務委員会におきまして、平成30年請願第15号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続についての意見書提出に関する請願」および平成30年請願第16号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出に関する請願」を全会一致で採択すべきものと決定し、翌10月30日の当委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものであります。

本意見書は、東京都が現在実施しております固定資産税および都市計画税に係る軽減措置を平成31年度以降も継続するよう求めるものであります。

内容につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

議員提出第4号議案、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書。

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年11月21日。

提出者、新妻さえ子、高橋伸明、中塚亮、いながわ貴之、須貝行宏、吉田ゆみこ、松澤利行、伊藤昌宏。

品川区議会議長、松澤利行様。

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書。

内閣府による平成30年10月公表の月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復している」とされたものの、区内の小規模事業者の経営状況が十分に改善していると言いき、景気回復の実感は薄い。

このような状況の中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営環境下に置かれている小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、回復基調にある景気に与える影響が強く危惧される。

よって、品川区議会は東京都に対し、下記の事項について強く要望するものである。
記。

1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以降も継続すること。

2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成31年度以降も継続すること。

3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成31年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成年月日。

品川区議会議長名。

東京都知事宛て。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14を議題に供します。

日程第14

請願・陳情審査結果報告

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書のとおり決定いたしました。

次に、日程第15を議題に供します。

日程第15

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査・調査を要する旨の申し出がありました。お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後1時47分閉会

議 長	松 澤 利 行
署 名 人	本 多 健 信
同	の だ て 稔 史